



広報

# もりや

おしらせ版

2022  
5/25

新アイテムが登場!!

## 守谷市オリジナルグッズ

守谷市をPRするオリジナルグッズに、新しいアイテムが仲間入り。カトラリーセットや手拭いなど、売上の1割がグリーンインフラに充てられるエコな商品も。ぜひご利用ください!



手拭い

約W900×H350mm / 400円(税込)



カトラリーセット

約W114×H56×D23mm  
(組み立て式スプーン・フォーク付) / 300円(税込)

市制施行  
20周年  
記念



風呂敷

約W750×H750mm / 500円(税込)



メモ帳

約W105×H145mm / 100円(税込)



- ▶販売場所 市役所市民協働推進課、保健センター、文化会館
- ▶問合せ先 市役所秘書課 シティプロモーション推進室 内線322、323

投票を身近に感じてみよう!

## 期日前投票の立会人を募集

投票立会人とは、投票所において、投票事務が公正かつ適正に行われるかを確認する人です。申し込みをし、期日前投票の投票立会人候補として登録しておくこと、選挙が行われることになった際、市から日程調整の連絡が届きます。

- ▶期間 各選挙の期日前投票期間 ※日程調整可
- ▶時間 8:30 ~ 20:00 ※原則として食事・トイレ以外での離席はできません。
- ▶場所 期日前投票所(市役所の会議室など)
- ▶応募資格 選挙権を有する18歳以上の方 ※申込多数の場合は調整の上決定
- ▶報酬 1日10,500円
- ▶申込方法 申込用紙(窓口または市ホームページから取得)に記入の上、窓口へ持参または郵送、ファクス、メールで申し込む
- ▶申込期限 随時 ※第26回参議院議員選挙(令和4年7月頃予定)に立会希望の場合は6月8日(水)必着
- ▶申込・問合せ先 市選挙管理委員会(市役所総務課内)  
〒302-0198 守谷市大柏950-1 内線226、227 FAX45-2590  
✉ senkyo@city.moriya.ibaraki.jp





# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

令和4年5月16日現在の情報です



## 4回目接種(追加接種)が始まります

新型コロナウイルスワクチン接種を3回完了した60歳以上の方および基礎疾患がある18歳以上60歳未満の方を対象に、4回目の接種券を発送します。予約方法は接種券に同封するお知らせをご覧ください。

▶**対象者** 3回目接種を完了している下記のいずれかに該当する方

①60歳以上 ②基礎疾患のある18歳以上60歳未満

▶**接種間隔** 3回目から**5カ月以上**

▶**使用するワクチン**

1～3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製ワクチン、武田/モデルナ社製ワクチンのどちらでも接種が可能です。

▶**送付時期**

3回目接種月	1月	2月	3月
4回目接種開始月	6月	7月	8月
接種券送付時期	5月下旬～	6月下旬～	7月中旬～

### 基礎疾患を有する方へ

初回接種(1・2回目)時に「基礎疾患を有する者\*1である旨」の申請をしていない18歳以上60歳未満の方で、4回目の接種を希望する方は、申請が必要です。

▶**申請方法** 電子申請または申請書(市ホームページまたは保健センターで取得)に必要な事項を記入し、保健センターにメールまたは郵送で申し込む

※市外医院の主治医の下で接種する場合も申請が必要となります。

\*1 基礎疾患を有する者の詳細については下記をご参照ください。

[市ホームページ内「基礎疾患」に関するページ]

[https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi/sonota/COVID-19/vaccine/vaccine\\_yonkai/kisoshikkann-4.html](https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi/sonota/COVID-19/vaccine/vaccine_yonkai/kisoshikkann-4.html)



▶**問合先** 守谷市保健センター(新型コロナウイルスワクチン接種担当) ☎45-6546  
〒302-0109 守谷市本町631番地の1 ✉vaccine@city.moriya.ibaraki.jp



## 守谷市市制施行20周年記念誌販売中

### 守谷城と下総相馬氏

守谷市指定文化財「守谷城址」の歴史に関する書籍です。

著者:川嶋建・石井國宏

監修:守谷市観光協会

販売価格:1,000円(税込)

※中央図書館デジタルアーカイブシステム(ADEAC)で閲覧できます。



### こんなにすごい守谷の自然

「守谷城址」周辺をはじめとした守谷の自然環境や野鳥に関する書籍です。

著者:池田昇

監修:守谷市観光協会

販売価格:500円(税込)



▶**販売場所・問合先** 市役所生涯学習課 生涯学習G 内線277

ご注意ください!

# 令和4年度 児童手当制度の変更点



制度改正により、6月分(令和4年10月振込分)から、次の2点が変わります。

## 1 現況届の提出が原則不要となります

これまで、毎年6月にすべての世帯に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年度から次の(1)~(5)に該当する方を除き、現況届の提出が原則不要となります。

なお、令和3年度までの現況届が未提出の方は、当該年度の現況届の提出が必要です。

令和3年度まで  
全員提出



令和4年度から **原則不要**(一部の方を除く)

**現況届の提出が必要な方** ※期日までに提出をお願いします。

- (1)離婚協議中で配偶者と別居中の方（離婚成立済みまたは離婚協議を取りやめた場合であっても守谷市が把握できていない方は対象）
- (2)配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- (3)児童の戸籍や住民票がない方
- (4)法人である未成年後見人、施設・里親の方
- (5)市から提出の案内があった方

### ▶公務員の方

勤務先から児童手当を受給している公務員の方は、勤務先の事務担当者にご確認ください。

### ▶住所などに変更があった方

住所が変わったときや児童を養育しなくなったときなど、世帯の状況に変更があった場合には、これまでどおり変更の届出が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 2 一定以上の所得がある場合は手当が受けられなくなります

これまで、児童を養育している方の所得に基づき、「児童手当」または「特例給付（児童1人当たり月額5,000円）」のいずれかが支給されていましたが、令和4年度からは「所得上限限度額」が新設され、この基準額以上の方は手当が支給されなくなります。

児童手当・特例給付が支給されなくなったあと、所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

令和3年度まで	令和4年度から	
「児童手当」または「特例給付」のどちらかを支給	A:所得制限限度額未満	「児童手当」を支給
	A:所得制限限度額以上、B:所得上限限度額未満	「特例給付」を支給
	B:所得上限限度額以上の場合	<b>支給なし</b>

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	A:所得制限限度額 この基準額以上の方は特例給付 (児童1人につき5,000円)		B:所得上限限度額 この基準額以上の方は支給なし	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年末に児童が生まれていない場合など)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合など)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

▶問合先 市役所のびのび子育て課 こども家庭支援G 内線562

## 固定資産税の減額手続き

茨城県の認定を受けて新築された長期優良住宅は、固定資産税の減額手続きをすることで、減額期間が新築後3年間から5年間に延長されます。

申請がお済みでない方は、長期優良住宅認定通知書（写し）と固定資産税減額申請書（市役所税務課または市ホームページから取得）を提出してください。居住部分の120㎡までの固定資産税が2分の1に減額されます。

申請の有無が不明の場合は、「令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書」の課税明細書のページを確認してください。申請済の場合、備考欄に「長期新築軽減適用」と記載されています。

▶申請・問合せ先 市役所税務課 資産税G 内線202～204

## 生垣設置費用の助成

市では、緑豊かな街並みの創出を目指し、新たに生垣を設置する場合、費用の一部を助成します。

▶対象 次の要件をすべて満たす生垣設置工事

- ①公共道路に面し、その延長が5m以上であること（道路幅員が4m未満の場合、中心線から2m以上後退させること）
- ②樹木の高さがおおむね1m以上で、延長1mにつき2本以上植栽すること
- ③敷地面から60cmを超える植栽柵の上に設置されないもの
- ④公共道路に面して、60cmを超える塀が設置されていないもの
- ⑤居住を目的とした住宅敷地に設置されるもの（分譲や賃貸を目的とするものは除く）

▶金額 生垣の植栽費および植栽柵設置費の2分の1で、150,000円を限度とする（1,000円未満切り捨て）

▶注意事項 ・設置工事着手前に、市に申請が必要ですので、事前にご相談ください。  
・令和5年2月末までに設置工事の完了が必要です。  
・詳しくは市ホームページまたは窓口で配布している手引きをご確認ください。

▶申請期間 6月1日(水)～令和5年1月31日(火) ※予算がなくなり次第終了

▶申請・問合せ先 市役所都市計画課 交通政策・景観G 内線244

## 危険ブロック塀等撤去費用の助成

危険ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック造または組積造<sup>おおやいし</sup>（大谷石、れんが積など）の塀で倒壊する恐れのあると市長が認めるもので、避難路や通学路などの公共道路に面しているものです。

市では、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、撤去工事費用の一部を助成します。

▶対象 次の要件を全て満たす危険ブロック塀等を撤去する工事

- ①道路面からの高さが60cmを超えるもの
- ②販売を目的とする土地にあるものでないこと
- ③市が実施する事前相談・現地確認で、危険と判断されたもの
- ④守谷市に営業所などを有する建設業者、解体工事業者が施工するもの

▶金額 次の金額のうち、最も低い額で、200,000円を限度とする（1,000円未満切り捨て）

- ①危険ブロック塀等の撤去に要する費用の3分の2
- ②撤去する危険ブロック塀等の延長に1mあたり17,000円を乗じた額の3分の2

▶注意事項 ・撤去工事着手前に、市に申請が必要ですので、事前にご相談ください。  
・令和5年2月末までに撤去工事の完了が必要です。  
・詳しくは市ホームページまたは窓口で配布している手引きをご確認ください。

▶申請期間 6月1日(水)～11月30日(水) ※予算がなくなり次第終了

▶申請・問合せ先 市役所都市計画課 開発指導G 内線245

# 公園・街路樹の樹木を消毒します

公園・街路樹などの管理に伴う樹木の消毒を今年も実施します。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

- ▶ **実施場所** 市内全域  
近隣にお住まいの方には、実施日前に施工業者からポスティングにてお知らせします。  
※詳しい実施場所・日程は市ホームページをご覧ください。

▶ **散布時間帯** 8:30～17:00

- ▶ **使用薬剤** ロックオンフロアブル水和剤  
※この薬剤は、食毒（散布された葉などを食べることによる殺虫）のため、効き目が現れるまで数日かかりますが、約2～3カ月程度の長い間効果が持続します。また、「チョウ目の毛虫のみ」に効果があるため、人体への影響はもとより、哺乳動物やミツバチ、その他昆虫などにも影響はありませんが、散布作業中は、念のため洗濯物などを取り込んでいただくようお願いいたします。

- ▶ **散布回数** 年間2回（6月上旬～9月末）  
なお、毛虫などが想定以上に発生してしまった場合は、スポット散布にて対応します。発見した際はご連絡ください。

- ▶ **問合せ先** 市役所建設課 管理G 内線 253



## 熱中症予防訪問

# 地域包括支援センター職員が高齢者のお宅を訪問します

熱中症は暑さなどにより体温の調節がうまくできなくなる病気で、高齢の方は特に注意が必要です。地域包括支援センターの職員が、高齢者のお宅を訪問し、熱中症の予防を呼び掛けながら、普段の生活の様子を伺い、必要な介護サービスなどの情報提供を行います。

- ▶ **訪問期間** 6月中旬～9月下旬
- ▶ **対象者** 80歳以上の一人暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方で高齢者福祉サービスを受けておらず、要支援・要介護認定を受けていない方

### 地域包括支援センターとは？

市役所と連携して高齢者のさまざまな相談を受付する「総合相談窓口」で、市内には北部と南部の2カ所に設置されています。

### 守谷市北部地域包括支援センター

守谷市大山新田149-1  
（特別養護老人ホーム  
やまゆりの郷内）  
☎21-2824（直通）



- 【担当地区】 **北守谷地区** 松前台、久保ケ丘、御所ケ丘、薬師台
- 大井沢地区** 板戸井、立沢、大山新田、大木、緑二丁目
- 大野地区** 野木崎、大柏、緑一丁目

### 守谷市南部地域包括支援センター

守谷市松並1630-1  
（ひがしクリニック慶友内）  
☎38-4345（直通）



- 【担当地区】 **守谷地区** 中央、百合ヶ丘、松並、松並青葉、本町、ひがし野、小山、同地、赤法花
- 高野地区** 高野、鈴塚、乙子、美園、けやき台、松ヶ丘
- みずき野地区** みずき野

- ▶ **問合せ先** 市役所健康長寿課 地域ケア推進G 内線174、175



# 情報ひろば

## イベント



### ピラティス講座 〜マットの上で行う健康運動〜

体幹やインナーマッスルを鍛えて、バランスの取れた体を作りませんか。体力のない方、高齢の方でも無理なく取り組みます。

**日時** 7月21日〜12月15日の第1・3木曜日(全10回) 【Aクラス】午後1時〜3時 / 【Bクラス】午後3時15分〜5時15分

**場所** 文化会館 **対象** 市内在住・在勤の方 **定員** 各クラス15人

※超過の場合、初めての方を優先し抽選 **講師** 一ノ瀬華恵氏(ピラティスインストラクター、健康運動指導士)

**料金** ヨガマット代3500円程度 ※個人購入でも可

**申込** 6月30日(木)必着で、往復はがきに講座名、住所、氏名、年齢、電話番号、ヨガマット購入希望の有無を記入し郵送、または返信用はがきを窓口にて申し込む

※申込人数が少数の場合は講座を開催しません。

**申問** 市役所人権推進課

〒302-0104

守谷市久保ヶ丘1-19-2

☎48・7911

### 守谷市文化協会音楽部会 第9回定期演奏会

今年度より、コンサート名を「スプリングコンサート」から「定期演奏会」に改め、6月に待望の対面による演奏会を開催します。

生演奏ならではの素晴らしさを、ぜひ味わってください。

**日時** 6月12日(日)午後3時開演 / 午後2時30分開場 **場所** 中央公民館ホール **対象** 小学生以上 **定員** 170人

※後援 守谷市、守谷市教育委員会 **申込** 6月11日(土)までにメールで申し込む ※詳しくは文化協会ホームページをご覧ください。

**申問** 守谷市文化協会音楽部会

✉moriyasiougakubuk  
ai@gmail.com



### リトミック体験レッスン

講師を招き、ピアノや歌に合わせて体を動かしながら、親子でリトミックを楽しむサークルです。

**場所** ・日時【学びの里 音楽室】6月9日・23日、7月14日 【高野公民館】6月16日、7月7日・21日 ※全て木曜日の午前10時〜11時

**対象** 未就園児と保護者 **料金** 無料 **持物** 飲み物、上履き **服装** 動きやすい服装

☎48・7911

## その他



### 認知症の方の家族のつらい

病気だと分かっているとしても、認知症の方に対してイライラしてしまうことはありませんか。一番身近な家族だからこそその悩みや不安、介護疲れは決してあなただけのことではありません。つらいであなたの思いや経験を話したり、皆さんの話を聞いたリしてリフレッシュする時間を過ごしてみませんか。

**日時** 6月21日(火)午後2時〜3時30分 **場所** 市役所 小会議室1 **対象** 市内在住の認知症の方の家族、介護者、介護の悩みを抱えている方 **定員** 10人程度 **料金** 無料 **申込** 6月17日(金)までに電話またはメール(住所・氏名・連絡先を記入)で申し込む

**申問** 市役所健康長寿課

地域ケア推進G 内線174、175

✉kenkou@city.moriya.ibarakijp

6月5日(日)〜11日(土)は  
危険物安全週間

令和4年度危険物安全週間推進標語  
一連の確かな所作で無災害

毎年6月の第2週は、危険物安全

☎48・7911

週間です。

管内の事業所はもとより、各家庭において使用される灯油・ガソリンなどの危険物の取り扱いには十分注意してください。

**申問** 常総地方広域市町村圏事務組合  
消防本部 予防課  
☎0297・23・0904



### 茨城県行政書士会 無料相談会

**日時** 6月11日(土)午後1時〜4時 ※予約不要 / 毎月開催 **場所** 中央公民館 **内容** 相続・遺言・会社設立・許可申請・農地転用・ビザ・公正証書・後見・離婚協議など

**申問** 茨城県行政書士会 県南支部  
☎48・5349

### 大切な人を亡くした方の集い (グリーフケア)

大切な家族を亡くした方が、心の痛みや悲しみを分かち合う集いです。

**日時** 6月21日(火)午後1時30分〜3時30分 **場所** 中央公民館 **対象** 市内在住の方 **定員** 20人 **料金** 無料

**主催** ・申問 NPO法人 とうかつ生 **星野幸子**

と死を考える会 世話人 **星野幸子**  
☎0120・910・1171

✉shoshino1963@gmail.com

感染症対策のため、講座やイベントへの参加はマスクなどの着用をお願いしています。体調不良の方は参加をご遠慮ください。なお、中止となる場合もありますので、事前にご確認ください。

見つけたら連絡を！  
植えてはいけない「けし」の仲間

「けし」の仲間は、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気があります。しかし、「けし」の仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。植えてはいけない「けし」を発見した場合は、竜ヶ崎保健所までご連絡ください。

☎ 0297・62・2163  
問合 竜ヶ崎保健所 衛生課

植えてはいけない「けし」の例



アツミゲシ(セティゲルム種)



ケシ(ソムニフェルム種)

人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、地域の皆さま

んからの人権相談解決のお手伝いや、啓発活動を行っています。現在、約1万4千人が全国の各市町村に配置されています。

【各種人権相談窓口】

① みんなの人権110番

☎ 0570・003・110

② 子どもの人権110番

☎ 0120・007・110

③ 女性の人権ホットライン

☎ 0570・070・810

④ インターネット人権相談

HP <https://www.jinken.go.jp/>

日時 ①～③ 平日午前8時30分～午後5時15分 ④ 24時間

問合 市役所人権推進課

人権推進G

☎ 48・7911



交通遺児育英会

奨学金制度のご案内

公益財団法人 交通遺児育英会では、保護者などが交通事故で死亡したり、重い後遺障がいののために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生に対して奨学金を貸与しています。

応募資格や奨学金の金額など、詳細は交通遺児育英会ホームページをご覧ください。

問合 公益財団法人 交通遺児育英会

☎ 03・3556・0773(直通)

☎ 0120・521286

(フリーダイヤル)



令和4年度第1回  
甲種防火管理新規講習開催

日時 7月13日(水)・14日(木)(全2日間)

場所 ポリテクセンター茨城(常総市水海道高野町591)

対象 県内在住かつ管内(守谷市・常総市・つくばみらい市) 在勤の方

定員 30人

※超過の場合抽選

料金 5800円

(常総地方防火協会加入事業所は5300円)

※税込、テキスト(当日)

暮らしのコーナー

インターネット通販の定期購入にご注意！

事例

- (1) ダイエットサプリメントが特別価格というSNS広告を見て、1回限りのつもりで注文したが、2回目が届き、4回の購入が条件の定期購入契約だとわかった。
- (2) 限定販売の美容液の販売サイトでカウントダウンが表示され、「今なら超お得」とあったので、焦って注文したら、5回目まで解約不可の定期購入だった。

アドバイス

- ・通信販売にはクーリング・オフが適用されません。返品・解約の条件を確認しましょう。
- ・契約内容の証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。
- ・今年4月から成人となった18歳、19歳の皆さんは、特に慎重に契約内容を確認しましょう。

トラブルに  
あったら…

市消費生活センター ☎45-2327

(市役所2階経済課内)

月～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

消費者ホットライン ☎188(全国共通)

土・日曜日、祝日の10:00～16:00は

国民生活センターにご案内します

(年末年始を除く)

消費者庁 消費者ホットライン  
イメージキャラクター イヤヤン



配布(代含む) 申法 6月14日(火)～16日(木)午前9時～午後5時に受講申請書(常総広域消防予防課窓口、管内各消防署、ホームページで取得)に必要事項を記入し、窓口で直接申し込む  
申問 常総地方広域市町村圏事務組合 消防本部  
予防課(常総市水海道山田町808)  
☎ 0297・23・0904



バーチャルで開催中！

## 市制施行20周年記念式典

パソコンやタブレットなどで、バーチャル守谷市役所での式典をぜひ体験してみてください。



- ▶公開期間 6月10日(金)まで
- ▶公開場所  
HP<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/profile/20anniversary/shikiten.html>

会場へはこちらから！



20年後にお手紙を届けませんか？

## タイムカプセル募集中



- ▶募集期間 6月10日(金)まで
- ▶募集内容 定型封筒(長さ23.5cm×幅12cm×厚さ1cm以下)に入れた手紙  
※切手を貼らずにタイムカプセル回収箱に投函する
- ▶回収場所  
市役所秘書課、各公民館、保健センター、文化会館、中央図書館



▶共通問合せ 市役所秘書課 シティプロモーション推進室 内線322、323 ☒hissho@city.moriya.ibaraki.jp

## もりんフォト

Morinphoto



掲載写真  
募集中

▶問合せ 市役所秘書課 シティプロモーション推進室 内線323  
市公式アプリ「Morinfo(もりんふぉ)」をダウンロードして投稿してね！

あなたが見つけた  
とっておきの守谷の写真を、  
スマートフォンなどを使って  
投稿してください。

今回は6月25日号に掲載！

詳しくは  
こちら！



1 お父さん応援してるよ  
場所 けやき台  
名前 アンソニー

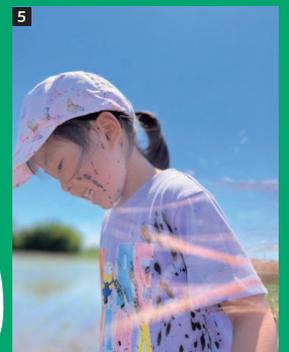
2 今年もようこそ  
場所 高野 名前 松ちゃん



3 夕暮れ  
場所 高野  
名前 まりごん



4 野鳥を発見！  
場所 百合ヶ丘  
名前 こなつ



5 初めての田植え  
場所 高野  
名前 やっちゃん

## 6月 各種相談

**法律相談** 日時 16日 13:00～16:00 場所 文化会館  
問合せ 9日 9:00から要予約  
人権推進課 ☎45-1249  
※同年度内の相談は1人1回まで

**行政相談** 日時 13日 13:00～15:00 場所 文化会館  
問合せ 人権推進課 ☎48-7911

**税務相談** 日時 8日 13:00～16:00 場所 市役所  
問合せ 1日～6日に要予約 ※先着6人  
税務課 内線205～207

**若者就労支援相談** 日時 25日 13:00～16:00 場所 中央公民館  
問合せ 3日前までに要予約  
いばらき県南若者サポステ ☎029-893-3380  
☒info@saposute-tsukuba.jp

**こころの健康相談** 日時 16日 13:30～15:30 場所 保健センター  
問合せ 1週間前までに要予約 ☎48-6000

**教育相談** 日時 月～金曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始除く  
**不登校相談** 場所 総合教育支援センター(もりや学びの里内)  
問合せ ☎0120-78-3018 ※固定電話のみ通話可  
☎46-2341

**職業相談** 日時 15日 9:30～11:30 場所 文化会館  
問合せ 人権推進課 ☎48-7911

**人権相談** 日時 3日 13:00～16:00 場所 文化会館  
問合せ 人権推進課 ☎48-7911

**家庭児童相談** 日時 月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く  
場所 家庭児童相談室(市民交流プラザ内)  
問合せ ☎45-2314

**心配ごと相談** 日時 月・ふくし6日・年金、労務13日 14:00～16:00  
場所 いきいきプラザ・げんき館(社会福祉協議会)  
問合せ 相談日前週の金曜日までに要予約 ☎45-0088

**電話相談** 日時 金曜日 10:00～15:00 問合せ ☎48-5555  
場所 いきいきプラザ・げんき館(社会福祉協議会)



環境にやさしい植物油インキを使用しています。  
再生紙を使用しています。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。